

図書館報

第3号
発行者
学校法人
了徳寺大学
理事長
了徳寺健二

雑誌のススメ

現代の世の中はたくさんさんの情報に溢れています。紙やオンライン、音声や色や光。様々な媒体のその中から、正しいものを見つけ出し、選択していかねばなりません。今回は雑誌論文の検索についてみていきましょう。

出版物

図書

逐次刊行物

印刷資料の速報性
図書 < 雑誌 < 新聞

1人、または複数の著者や編者によって書かれた体系的に1冊(シリーズものは複数冊)にまとめた完結した出版物

一つのタイトルのもとに終期を予定せず、巻次、年月次を追って継続刊行される出版物

年鑑その他

新聞

雑誌

図書館の雑誌は、大きく2種類に分けられます

学術雑誌

一般雑誌

学術情報とは?

学術情報を掲載する雑誌。研究発表の場として機能する。「Science」「理学療法学」等

実用性・娯楽性が高い雑誌。分野によっては重要な情報源となります。「アエラ」「日経パソコン」「アサヒカメラ」等

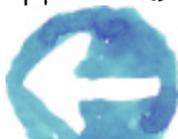


図書と雑誌の違いとは?

雑誌の特徴は「速報性」にあります。定期的に刊行される学術雑誌は新しい研究成果を公表する場であり、また即時的に利用される場です。そのため種類によっては速さを優先し、信頼性に乏しいものもあります。対して、教科書のような図書は、「信頼性」の高いスタンダードな情報源です。体系的にまとめられているため、特定のテーマについて知識を得たいときには図書が向いています。ですが頻繁に改訂を重ねることが難しく、最新の情報が盛り込まれていないという意味で速報性に欠けます。このように情報の「速報性」と「信頼性」は相反関係にあります。論文やレポート作成には、図書とらんで雑誌に掲載された論文、記事が重要な参考文献となります。では、雑誌記事はどのようなものか、またどのように探すのかを次の頁からみていきましょう。

研究活動により生産され消費される情報のこと。学生や研究者が学習・研究を進める上で必要不可欠な文献や各種データを意味します。学術雑誌のほかには研究書、辞書・辞典類、データ集データベース等。

【学術情報の特徴】
内容の整合性が必須
使用される言語が特殊
内容の新奇性が重要



第2回

図書館用語

レファレンスサービス

図書館利用者が何らかの事項について調べたいとき、図書館員がその手助けをすることです。

関する情報が載っている本の所在を調査・提供したり、情報を得るためのデータベース等の利用方法を説明したりするサービスです。参考業務ともいいます。

参考図書

辞典、事典、地図、人名録など、特定の事項について調べるときに便利にように、構成、編集された資料のこと。

ILL

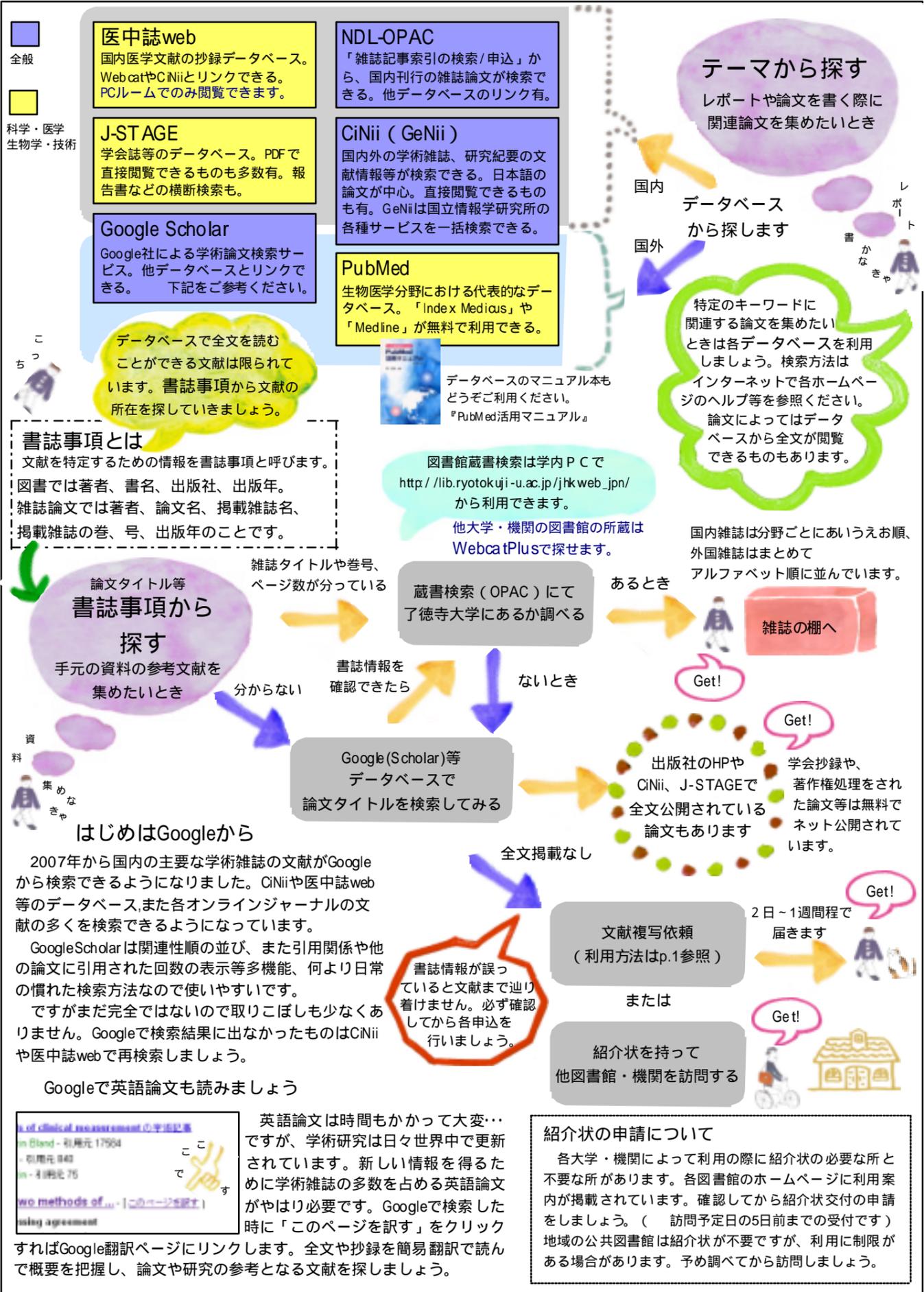
Interlibrary Loanの略で、図書館相互貸借と訳されます。図書館相互で行う蔵書の貸借または文献複写の依頼・受付のことです。求める資料が当館に無いとき、他大学や他の研究機関から取り寄せることができます。

申込書はカウンター前にあります。記入の仕方など、ご不明な場合はお問い合わせください。

【届くまで】
2日〜一週間

【料金】
複写料
(平均1枚40円)×枚数
+ 郵送料(80円)





整復医療トレーナー学科
越田専太郎 先生

最強のコーチング

清宮克幸著 (講談社+ 新書)
ISBN: 9784062723701

「コーチング」という言葉の語源は、ハンガリーの「スズ」であるといわれている。スズ材では四輪の旅客用馬車を製造しており、そこから「大切な人をその人が望むとこまで送り届けろ」という動詞の意味が生まれたそうである。スポーツの世界では、選手が本来持っている能力や可能性を引き出すという意味合いで用いられていることが多い。本書の著者は清宮克幸氏である。スポーツの世界に身を置く人間として、氏の名前を知らない者は少ないだろう。2001年に早稲田大学ラグビー部の監督として就任後、長年低迷していた同チームを2003年には13年ぶりの大学選手権優勝に導き、また2005年、2006年には31年ぶりの大学選手権連覇を達成するなど、大学ラグビー界最強のチームに成長させた。また2006、2007年シーズンより現在までは、サントリーサンゴリアスの監督として日本トップレベルのラグビーチームを率い、その活躍は周知の通りである。

本書では、清宮氏の常にぶれないコーチング理論・哲学をかきまわることができる。コーチングにおける「周辺視」、「目的の明確化」、「人材の適材適所」、「目標の数値化」、「競争と士愛」そして「場」の重要性、さらにセオリーを重要視しながらも、それにこだわらせない柔軟な姿勢の大切さが示され、なおかつそれは大学選手権3度の優勝という結果に裏付けられている。

優れたコーチング能力はスポーツ現場のコーチにのみではなく、教育者にとっても必要な要素である。しかしながら、個人や集団をまとめて目標達成へと導くことの難しさは、私が記すまでもない。当然のことながら、コーチング能力は自らのトライ＆エラーにより身につけていくものであり、読書によって得られるものではないかもしれない。ただ、日本有数のスポーツコーチの考えに触れることは、自身の経験知識のみによるコーチングに対する考えに一石を投じ、さらに深い思考へと導く有意義な機会になると信じている。

繰り返しになるが、本書は学者が科学的手法により得た客観的データに基づき書かれたものではなく、あくまで「スポーツ現場」で生まれた「清宮」理論である。本に読まされるのではなく、自分自身でその内容を消化していただきたい。一方で、本書は読書経験の少ない学生に多大な挑戦を強い類の本ではない。軽い気持ちで手にとりて欲しい。特に、指導者として将来スポーツに携わっていくことを希望する学生には同書を一読されることを推奨します。

二つめの理由は、微生物の人間に対する悪業のみを記していない点です。そもそも微生物は人間に悪さをしよう

挿絵や顕微鏡写真も楽しめます。短時間の読みきり本です。この絵本を見つけた際には、是非、手に取ってみてください。

医学教育センター
横井麻理 先生

ミクロの世界の仲間たち
微生物のふしぎなおはなし

アーサー・コンバーグ著
宮島郁子訳 (羊土社)

ISBN:9784758107266

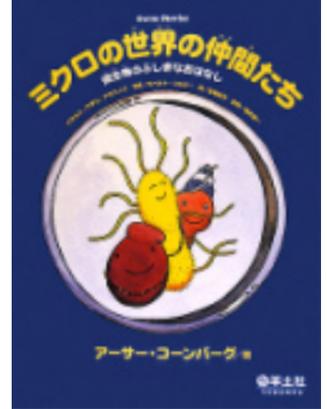
本書は、学部を問わず学生にお薦めしたい図書です。推薦する理由は、三つあります。

一つめの理由は、子供から大人までの広範囲の読者をターゲットとして、生活に役立つ微生物の知識が絵本として書かれている点です。つまり、芸術学部の学生でも、健康科学部の学生でも、短時間に気軽に読書することができ、生活に役立つ必要最低限の微生物の知識が書かれているからです。食中毒や破傷風、肺炎、胃潰瘍、エイズなど、名前は知っているかと思いますが、しかし、日常生活でどのようにそれらが感染し、どのような症状が現れ、どのように対処すれば良いのかは、分からないことだらけかと思えます。絵本ですので、大変分かりやすく説明されています。

二つめの理由は、微生物の人間に対する悪業のみを記していない点です。そもそも微生物は人間に悪さをしよう

と企んでいるわけではなく、「生活していたら、偶然、人間に悪さをしてしまった。」というのが微生物たちの本音だと思えます。それどころか、彼らは人間に善業も施しています。ペニシリンという抗生物質も作ってくれます。酵母がなければパンやビール、ワインができません。醤油、味噌、チーズ、ヨーグルトも微生物の助けを借りなくてはなりません。健康食品でおなじみの腸内フローラは、ご存知でしょうか。

三つめの理由は、もう数年も経つと、親となる可能性のある学生に、子供への教育本として、この絵本を紹介したい点です。そもそも、この本の著者はノーベル生理・医学賞の受賞者です。彼は、自分の子供を寝かしつける時に「目に見えない小さな生き物のおはなし」をしていたそうです。やがて、その子供たちも親になり、同じ話を孫にもという運びで、この絵本ができたそうです。もうすぐ社会人となる皆さんが「子供の教育」に目を向けるきっかけに、この絵本がなってくれればと思います。



Teacher's Bookshelf

理学療法学科
高梨晃 先生

触診機能解剖
カラーアトラス
(上・下)
竹井仁著 岸清監修 (文光堂)
ISBN:9784830643453

触診とは、手を用いて、体表面に様々な圧力を与え、皮下にある組織の形、大きさ、硬さ、位置、固有の運動性などの識別に役立てることにより、正常な皮膚および軟部組織、骨、または皮下に存在する器官の異常を明らかにするために用いられる評価であると定義されています。

健康科学部では、解剖学・生理学・運動学などの科目は初年時から学びます。その知識は、臨床医学などの土台となります。触診技術も同様にこれらの基礎知識が必要条件となり、その知識をもとに体表から実際に「触診する」という技術が必要となります。「触診する」ためには、まず机上課題である起始・停止・走行などを知ることから始まります。そして、解剖学実習などから生体組織を三次元的に理解することが必要となります。さらに体表からの目では十分に確認できない何層にも重なり合う構造の生体を「触診する」ため、正確に「触診する」ためのポイントを理解することが必要となります。

最後に、触診技術向上のもう一つのポイントは、「正常な状態を知る」ことが重要であります。その「正常な状態を知る」一番の近道は学生時代にあると思います。なぜなら正常な状態を持つ生体を触診できる環境であること、また同じ道を志す集団であることから、そのように考えます。この機会に、授業での実技など時間を大切に充実した学生生活を送れることを期待します。



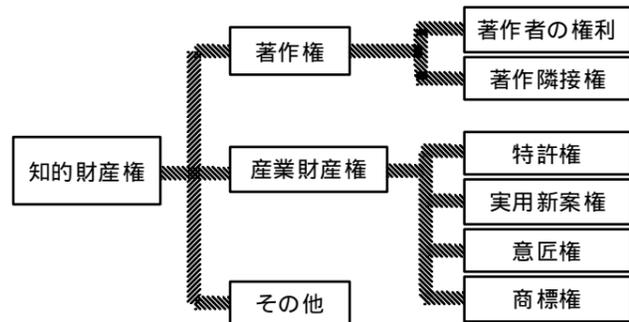
本書では、体表から触診可能な骨・靭帯・筋・腱・血管・神経について、構造的説明に続き、各触診部位について写真・図を多く使用して触診の方法が説明されており、また触診透過図や筋図も使用されていることから、より理解が深まる内容となっております。さらに各触診部位の臨床的に持つ意味を「クリニカルビューポイント」として記載されており、触診方法から臨床応用まで学ぶことのできる本であり、学生時代から卒業まで利用できる一冊(上・下巻)だと思います。

著作権、知っていますか？

著作権は、知的財産権のうちの一つです。知的財産権とは、知的な創作物を創り出した人に対して付与される、「他人に無断で使用されない」権利のことです。その中には特許権なども含まれてい

著作権と特許権の違いは？

特許は知っていても、著作権についてはあまり...という方も多いかもしれません。同じ知的財産権でも、特許と著作権は大きく違います。まず、特許は産業的創作物に、著作権は文化的創作物に与えられます。特許の対象はアイデアであり、著作権の対象は表現です。また、特許が審査登録主義なのに対して、著作権は無方式主義であり、申請無しで創作したその時点から権利が発生します。しかもそれは公表・非公表に関わらず、個人の日記等も対象となります。保護期間の長さも、著作権の重要性、有用性が伺えます。他人の権利を侵害しないためにも、また自分の権利を守るためにも、著作権の対象、またその内容についてきちんと知ることが必要です。



アイデアと表現の違い??

たとえば、ブログで公開する、オリジナルケーキのレシピ。作り方 = 方法(アイデア)、文面・写真 = 表現となります。

【著作権と特許権を比較】

	著作権	特許権
制度の目的	文化の発展	産業の発展(公開と保護による発明の奨励)
保護の対象	表現	アイデア
権利の内容	相対的な独占権、人格権	絶対的な独占権
保護を受けるための要件	創作性	創作性(獨創性)、新規性、進歩性、産業上の利用可能性
保護を受けるための手続き	無方式主義	方式主義(審査登録主義)
保護期間	著作者の死後50年	出願から20年

著作物とは？

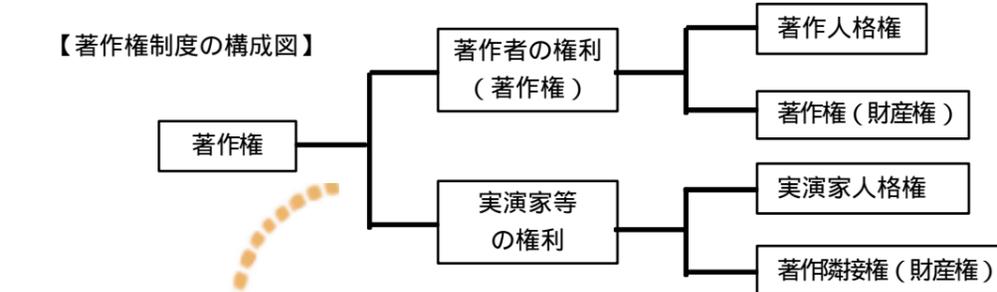
「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」
単なるデータや事実、他人の模倣、工業製品などは除かれます。



さまざまな著作権

著作権は、「著作者の権利(著作権)」と、「著作隣接権」に分かれています(左図参照)。「著作隣接権」は、著作物などを人々に「伝達した者」に与えられる権利です。

【著作権制度の構成図】



著作者とは？

著作物を創造する者 = 著作者 = 著作権者

著作者とは、「著作物を創造する人」のことですが、小説家や画家、作曲家などの創作活動を職業とする人だけに限りません。作文やレポートを書いたり、絵を描いたりすれば、その創作した人は著作者となります。上手いか下手かということや、芸術的な価値などは一切関係ありません。また、手紙や日記など、日常的に行っている非公開の創作についても対象となります。著作権は創作された時点で自動的に付与されます。権利を得るための手続きは一切必要ありません。

著作隣接権の対象

- ・実演家：俳優、歌手など実演を行うもの、実演を指揮・演出するもの
 - ・レコード製作者
 - ・放送事業者・有線放送事業者
- それぞれの持つ権利は異なります。

著作権の内容

著作者人格権とは、著作者の人格的利益を守る権利であり、精神的に傷付けられないようにするための権利です。著作権(財産権)とは経済的に損をしないようにするための権利です。

著作人格権

- ・公表権 無断で公表されない権利
- ・氏名表示権 著作者名を表示するか(実名かペンネーム)しないかを定める権利
- ・同一保持権 自分の意に反して無断で改変されない権利

著作権(財産権)

- ・複製に関する権利 (複製、複製権)
- ・印刷、写真、複写、録音等
- ・(公衆に対して提示する権利) 上演・演奏権、上映権、公衆送信権、公の伝達権
- ・口述権、展示権
- ・複製物を利用する権利 (複製物を利用する権利)
- ・頒布権、譲渡権、貸与権
- ・(著作物の二次利用に関する権利) 翻訳権、翻案権など

それぞれの権利についての詳しい内容は、文化庁HPをご覧ください。
www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html
文化庁著作権課

著作権の保護期間はどのくらい？

著作権法上の権利には一定の存続期間が定められており、この期間を保護期間といいます。著作者等に権利を認め保護することが大切である一方、一定期間が経過した著作物については、その権利を消滅させることにより、社会全体の共有財産として自由に利用できるようにすべきであると考えられたためです。

著作人格権

著作者の生存している期間(死亡すれば権利も消滅)

著作権(財産権)

著作物の創作時から著作者の死後50年まで
場合により例外もあります
映画は公表後70年等

他人の著作物を利用するには

他人の著作物(本やCD、放送番組等)をコピーやインターネット送信などの方法で利用するには、原則として権利者の了解を得ることが必要です。この了解のことを著作権法では「許諾」といいます。

上記のような権利で著作者は保護されていますが、逆に言えば許諾を取りさえすれば何でも行えるというのが著作権の世界です。この図書館報の4ページから5ページには本の表紙写真が掲載されています。本の表紙は著作物ですが、著作者に許諾を取ることを利用することができます。

例外的に無断使用ができる場合

- ・私的使用のための複製
- ・図書館における複製
- ・引用
- ・学校その他の教育機関における複製・公衆送信
- ・試験問題としての複製等
- ・点字による複製等
- ・営利を目的としない上演等
- ・裁判手続き等における複製
- ・など

レポート等に引用として利用

他人の著作物を複製、口述等により「引用」する場合
引用する部分が明確に区別されていること
コピーレポートは複製です
引用の目的上「正当な範囲内」であること(必然性があること)
公表された著作物であること
出所の明示が必要

私的使用のための複製

家庭内などで自由に著作物が利用できる場合
家庭内など限られた範囲内での使用
仕事以外の目的であること
使用する本人がコピー
店頭にあるダビング機を用いない(コンビニ等のコピー機はいいのところ可)
コピープロテクションを解除してコピーするものではないこと

映画の盗撮は私的使用の目的であっても禁止されています

図書館でのコピー

(了徳寺大学附属図書館)
各図書館で利用方法、制限は異なります。
著作物の一部分のみ
・少なくとも半分を超えないこと
・発行後相当期間 経過した雑誌の場合は例外的に個々の論文を全部コピー可
(次号の刊行後、あるいは刊行後3ヶ月)
一人につき一部のみ
必ず複写申込書に記入してください。

著作権法の改正

平成22年1月から
著作権法の一部が改正されます。
インターネットの普及等で
目まぐるしく変化する生活に伴い、
著作権法も一緒に変わっていきます。
身近なものについて考えてみましょう。

インターネットやヤフーも

インターネットでのインターネットやヤフーなどの情報検索サービスはとも便利で今や手放せないものとなっていきます。それらは情報を収集し、整理・解析、そして私たちが欲しい情報の検索結果を表示してくれませんが、現行法では著作物の権利者に無断で検索用サーバーに著作物を保存したり、編集することは違法となります。このため、国内向けの検索サービス事業者もサーバー自体は海外に設置しています。日本語版で検索すると国際回線でアメリカのグーグル本社のサイトで処理され、日本に戻ってきているのです。

改正後はこの情報検索サービスに必要な行為は、著作権者の許諾

携帯電話向け音楽配信からの年間ダウンロード曲数
違法 約4億曲 > 正規 約3億3千万曲
(社)日本レコード協会調査

ウェブ時代に開ける改正がもうひとつ。「国会図書館における所蔵資料の電子化」です。現在、国会図書館の「近代デジタルライブラリー」では、著作権保護期間を満了した明治期・大正期刊行図書15万6千冊をインターネットで閲覧することができます。現行法では、著作権保護期間の切れたもの・許諾等処理を行ったもの以外については、損傷・劣化した資料の保存のための電子化のみ可能でした。これが1月からの法改正により国会図書館においては、所蔵資料を納本後直ちに（許諾なしに）電子化できることとなりました。これにより、出版物が納本直後の良好な状態で文化的遺産として保存され、将来の世代に引き継ぐことが可能となります。

改正後も閲覧やコピーサービスの運用は現行法に基づいてなされますが、これをネットで有料配信を行うという構想が11月4日、国立国会図書館（長尾真館長）と、出版462社でつくる「日本書籍出版協会」、作家らで組織する「日本文芸家協会」の3者で協議されました。来年4月には具体的な提言が公表されるようです。

国会図書館長尾真館長は会見で「これまでは書籍を読みたい人は図書館に来てもらわなければならず、遠くの方々にはハンディキャップになっていた。国会図書館の持つ膨大な資料や情報、出版活動の成果を日本中の方々にくまなく享受していただけるシステムに」と提言しています。

紙で読むか、電子を読むか。

Google Books
Googleは数年前から、ハーバード大学など主要な大学等の図書館と提携し、権利者の許諾を得ずに700万作品以上の書籍を無断でデジタル化してきました。これに対して2005年出版協会等が大規模な著作権侵害訴訟を起こしました。現在和解が進められているものの、デジタル化された中に日本など米外国の著作も含まれる等、問題は山積みです。

著作者の権限制限にもつながると考えられ、また出版者の受益面からも課題は多く残ります。

多すぎる情報量

雑誌特集でも触れましたが電子ジャーナルでは、リンク、リンク、リンクで参考文献をどんどん読み進めていくことができます。クリック一つで新しい情報が際限なく入手でき、とても便利です。ですが、特定のテーマについて知識を得たいときには、やはり紙の本

「優れた書籍とは、ある枠で完成された知的生産物」
エラゲニー・モロソフ
「ネットは本を変えるのか」
ニューズウィーク(24-44) p.41

ダウンロード禁止

「海賊版」という言葉をご存知でしょうか。一般的に、著作権法に違反してコピーされた音楽CDやDVD、放送番組、ゲームソフトなどのことですが、最近ではインターネット上に不特定多数の人がダウンロードできるように公開され、正規品を圧迫するほどの規模となっております。

ページにもあるように、現在の私的使用目的での複製は行うことができますとされています。ですが改正後の著作権法では、違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することは、私的使用目的であっても権利侵害となります。違法な著作権物の流通を抑制し、正規ビジネスの成長と権利者への適切な利益還元を促進するための改正です。

法改正のその前に、著作権者の権利についてきちんと考え、尊重することが必要です。

紙で読むか、電子を読むか。

予告

次号は「レポートの書き方」
「1冊の本ができるまで」
を特集予定です。



取材協力
岡田隆先生

『基礎から学ぶ！
ストレッチング』
12月中旬発行です

が向いています。そこには著者が膨大な資料から調査した情報が読みやすく手の平に収まる量でまとめられています。また、ネットの情報には中立の価値判断が含まれていないものが少なくありません。校正や査読を受けないままの編者自身の意見に偏った情報が多く流通している恐れがあります。誰もが自由に執筆・編集できる無料オンライン百科事典「ウィキペディア」に対してもそういった注意が必要です。